

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の資産については一括償却資産として3年均等償却償却方法を採用しています。

(2) 長期前払費用……………均等償却

2. 引当て金の計上基準

貸倒引当金の計上基準……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、法人税法の規定による法定繰入率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

3. 会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法へ変更しています。

当期純損益金額

第7期(平成28年7月1日から平成29年2月28日まで)の当期純損失は70百万円であります。